

岬町在日外国人教育に関する指導の指針

はじめに

岬町の教育は、岬町教育委員会と学校・園が一致協力し、憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係法令に基づいて、民主的で平和な国家・社会の形成者の育成を期して行われてきた。

人権教育は、部落差別など今日の社会に具体的に存在する課題について、児童・生徒の科学的認識を正しく培うと同時に、人の痛みを人間として共感できる感性の育成と、あらゆる差別の解消を求め、主体的に行動できる力の育成をめざして様々な機会と場を捉えて推し進められてきた。

しかしながら、日本に在住する在日外国人に対する民族的偏見や差別意識は、今なおわが国に存在しており、急速に国際化する近年の国内外状況にあつて、この問題の克服をめざす在日外国人教育の推進は、学校における人権教育の重要な課題となつてきている。とりわけ在日韓国・朝鮮人に対する差別や偏見は、わが国と朝鮮半島をめぐる近代以降の歴史的経緯や社会的背景のもとで生み出され、児童・生徒をはじめ、人々の意識や行動様式に影響を与えてきたことを否定できない。いまだに特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動が行われ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、また、差別の意識を生じさせる事態を引き起こしている。差別や偏見が日常的に存在する中では、やむをえず国籍や民族を隠すなど、在日韓国・朝鮮人の子どもたちが自らの民族としての誇りや自覚を身につけることが困難な状況や、進学、就職など進路選択において自己実現が妨げられている状況もある。在日外国人教育の推進にあつては、これらの現実をふまえつつ日本と韓国の歴史的、社会的なつながりの正しい理解と民族的偏見や差別をなくす様々な努力が求められる。

本町においては、在日外国人教育の推進に関わつて以下の事を指導の指針として示し、人権教育の更なる前進を図りたい。

指導の指針

1. すべての児童生徒に対して、諸外国の生活や文化などについて違いを違いとして正しく理解させることを通して、ともに学び、ともに育つ国際理解教育の取り組みを深める。
2. すべての児童生徒に対して、在日外国人児童生徒が日本の学校に在籍している歴史的経緯や社会的背景を正しく認識させるとともに、異文化への理解を深め、在日外国人に対する民族的偏見や差別感を持つことのないよう指導に努める。
3. 在日外国人児童生徒（とりわけ在日韓国・朝鮮人児童生徒）が本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立に関わる事柄である。学校においては、すべての人間が互いに認め合い、ともに生きる社会を築くことを目標として、在日外国人児童生徒の実態把握に努め、これらの児童生徒が自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できるよう指導に努める。
4. 在日外国人児童生徒が将来の進路を自ら選択し、自己を実現し得るよう、進路指導の充実を図るとともに、関係諸機関との連携を密にし、適切な指導に努める。
5. 在日外国人問題の指導の推進を図るため、教職員研修の充実に努める。

1993.11.25 制定

2010.3.23 改正